

北海道告示第10668号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

令和元年12月16日

北海道知事 鈴木 直道

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者		登録有効期限
					名称	住所	
北海道第2983号	炭酸カルシウム肥料	8.0粒状炭酸苦土石灰肥料	アルカリ分 53.0 く溶性苦土 8.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	浦河石灰工業株式会社	浦河郡浦河町字西幌別276番地	令和8.1.16